

## 八雲町子どものいじめ防止条例(仮称)の制定について

昨今、大きな社会問題となつてきているいじめは、子どもの健やかな成長を妨げるばかりか、その後の子どもの生き方にも深刻な影響を与えます。子どもの権利を侵害するこのようにいじめを防止し、子どもが明るい将来を築ける環境を実現することは、社会全体で取り組む重要課題であり、昨年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。八雲町においても、子どものいじめ防止に関する基本理念や責務を定め、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を明らかにすることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的に「子どものいじめ防止条例」を制定するものです。

### 【意見の募集期間】

6月9日(月)～7月8日(火)

### 【提出できる方】

- ① 年齢制限はありません(年齢制限はありません)
- ② 町内に住所を有する方
- ③ 町内の事業所で働いている方または学んでいる方
- ④ 町内で活動する法人、団体

### 【留意事項】

意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号を記載願います。記載が無い場合は、取扱できません。また、電話での受付も行っておりません。※個人情報情報は、本件の内部管理のみに使用します。提出意見および、検討結果の公表にあたっては、個人情報公表することはありません。

### 【資料の入手方法】

- ① 町ホームページからのダウンロード
- ② 次の場所への備付
  - ・ 学校教育課総務係

### 【提出先】

- ① 書面の持参
  - ・ 学校教育課総務係
- ② 書面の郵送
  - 〒049-3112
  - 八雲町末広町154番地
  - 八雲町教育委員会

### ③ FAX

0137-64-3848

### ④ 電子メール

gakkyo@town.yakumo.lg.jp

### 【問い合わせ先】

学校教育課総務係  
 (八雲町公民館内)  
 ☎0137-63-3131

## 基本規程の第17条に基づき、自治体の一部として、八雲町に「八雲町八条定委をします」



### 八雲町広報懇話会委員を公募します

広報やくもは、町民の皆様に対し、国、道および町の施策についての正しい知識を周知徹底し、町政に対する関心および理解を深めて頂くことを目的としています。より町民のニーズにあつた町政に関する情報・話題を取り入れた広報紙を作成するため、懇話会委員を次のとおり公募します。

#### 【応募資格】

平成26年6月1日現在、満20歳以上で八雲町在住の方

#### 【任期】

平成26年8月1日～平成28年7月31日

#### 【報酬】

無報酬

#### 【開催回数】

年2回程度

**【応募方法】**  
 電話または窓口にお越しのうえお申し込みください。  
**【選考方法】**  
 応募多数の場合は抽選により決定します。  
**【応募期限】**  
 6月30日(月)まで  
**【申し込み・問い合わせ先】**  
 企画振興課協働推進係

### 八雲中学校体育館改築検討委員会委員を公募します

教育委員会では、八雲中学校体育館の改築を計画しており、八雲中学校体育館改築検討委員会の委員を次により公募します。

#### 【応募人数】

2人程度

#### 【応募資格】

平成26年6月1日現在、満20歳以上で左記のいずれかに該当する方

#### ① 町内に住所を有する方

② 町内の事業所で働いている方、学んでいる方または団体で活動している方

#### 【任期】

平成26年7月中旬(第1回検討委員会開催予定)～平成27年3月31日

#### 【報酬】

無報酬

### 【開催回数】

月2回程度開催予定 ※主に平日の日中

### 【応募方法】

所定の用紙に必要事項を記入し、教育委員会学校教育課、熊石教育事務所又は落部支所へ提出(FAX、メール可)してください。

#### ・ FAX

0137-64-3848

#### ・ 電子メール

gakkyo@town.yakumo.lg.jp

※所定の用紙は提出先に用意しています。また、町ホームページからダウンロードできます。

### 【選考方法】

募集人数を超える応募があつた場合は、選考の上、結果を応募者に通知します。

#### 【応募期限】

6月30日(月)まで

#### 【申し込み・問い合わせ先】

学校教育課施設係  
 ☎0137-63-4179

## 委員の公募結果

八雲町健康増進計画  
 策定委員会  
 応募者はいませんでした

